

インスパイア国際特許事務所

〔特許制度基本情報－シンガポール〕

〔特許要件〕

1. 保護対象

発明についての定義は、法文上は明示されていません。

2. 産業上の利用可能性

発明は、産業上利用できるものでなければなりません(13条1項(c))。

発明は、農業を含む何れかの産業において製造又は使用できる場合には、産業上の利用が可能であると認められます(16条1項)。

3. 新規性

発明は、新規なものでなければなりません(13条1項(a))。

発明は、「技術水準(State of the Art)」の一部を構成しない場合には、新規なものであるとみなされます(14条1項)。

4. 拡大された先願の地位

先の優先日を有する未公開出願は、出願時の内容が公開された場合、先行技術の一部となります(14条3項)。

日本における拡大先願の地位に対応する規定であり、後願のクレームに記載された発明は、先願の明細書や図面に記載されている場合には、新規性欠如を理由に拒絶されることとなります。

日本とは異なり、発明者同一や出願人同一の先願も含まれるため、欧州特許条約(EPO)と同様に、自己の後願が自己の先願によって新規性欠如を理由に拒絶されること(自己衝突(Self-Collision))があり、注意が必要です。

5. 進歩性

発明は、進歩性のあるものでなければなりません(13条1項(b))。

発明の優先日において関連する技術水準を考慮して、当業者にとって当該発明が自明でない場合、当該発明は進歩性を有すると判断されます(15条)。

ただし、出願後に公開された先願の地位を有する文献は、進歩性判断においては考慮されません。

6. 先願主義と二重特許の禁止

同一の発明に対して、異なる者から2以上の特許出願が行われた場合、登録官は、後願の特許出願を拒絶するか、各出願人に協議等を命じます(20

条)。

7. 不登録事由

公表又は利用された場合に、不快な、反道徳的、又は反社会的な行為を助長すると一般に予測される発明については、特許を受けることができません(13条2項)。

〔特許出願〕

1. 概要

(1) 出願書類

特許出願には以下の書類を含めなければなりません(25条3項)。

- ① 願書
- ② 発明の記載、1以上のクレーム、及び必要な図面を含む明細書
- ③ 要約

(2) 出願言語

全ての書類は英語で記載しなければなりません。

2. 主たる出願書類の内容

(1) 明細書

発明は、当業者がその発明を実施することができるように明瞭かつ完全な態様で開示されねばなりません。

(2) クレーム

① 独立クレームと従属クレーム

独立クレームに加えて、従属クレームを記載することもできます。

② 従属形式の制限

従属形式の制限はなく、複数従属項－複数従属クレームも認められます。

③ クレームの数

クレームの数は、発明の性質に鑑みて合理的なものでなければなりません。

④ クレームの記載形式

クレームは、原則として、前提部と特徴部を含む2段形式で記載することが求められます(規則19(8))。

(3) 必要な図面

図面には、クレームに包含される発明の全ての特徴を示さねばなりません。

3. 単一性

出願は、1の発明又は単一の一般的発明概念を形成する1群の発明についてのみ関連しなければなりません(25条5項(d))。

〔特殊な出願〕

1. 分割出願

出願人は、自発的に又は単一性欠如による拒絶を受けた場合に、分割出願を行うことができます(26条11項、規則27)。

2. 変更出願

変更出願は規定されていません。

3. 国内優先出願

国内優先出願は規定されていません。

4. 外国語書面出願

外国語書面出願は規定されていません。

5. 仮出願

シンガポールにも、米国と同様に、仮出願という概念が存在しますが、その明示の規定はありません。

ただし、出願書類にクレームが含まれていない場合であっても、特許を求める表示があり、出願人を特定しており、発明の説明が含まれていれば、出願日が付与される旨が明示されています(26条1項)。

6. 秘密特許

秘密特許は規定されていません。

〔出願審査〕

1. 概要

方式審査を経て実体審査が行われます。

実体審査は、改正特許法(2012年7月10日成立)(2014年2月14日施行)により、以下のように改正されました。

独自に実体審査を行う「通常実体審査(Substantive Examination)」と、対応外国出願の審査結果などに基づいて審査を行う「修正実体審査(Modified Substantive Examination)」のいずれかを出願人が選択する点は、従来と同様です。

ただし、修正実体審査(Modified Substantive Examination)において、従来、発明が特許要件を満たしていることを審査官ではなく出願人が判断する「自己査定型特許制度(Self-assessment Patent System)」が採用さ

れていましたが、対応外国出願で特許性肯定的な結果が出ているものだけに特許を認める「肯定的結果に基づく付与制度(Positive Grant System)」に改正されました。

また、修正実体審査(Modified Substantive Examination)において、審査官による「補充審査(Supplementary Examination)」が行われることになりました。

さらに、従来、ファストトラック（審査における各種期限が比較的早く到来するトラック）とスロートラック（審査における各種期限が比較的遅く到来するトラック）のいずれかを出願人が選択可能でしたが、選択肢がない単一のトラックシステムに統合されました。

2. 予備審査

出願日認定要件及び方式要件の審査が行われます。

3. 調査請求と審査請求

(1) 通常実体審査

通常実体審査においては、調査請求（シンガポール特許庁に対する先行技術調査の請求）と、審査請求（シンガポール特許庁に対する実体審査の請求）が必要です。

調査請求は、出願日（又は優先日）から 13 か月以内に行う必要があります(29条1項(a))。

審査請求は、出願日（又は優先日）から 36 か月以内に行う必要があります。

ただし、調査及び審査請求を同時行われることを希望する場合には、これら2つの請求を出願日（又は優先日）から 36 か月以内に同時に行えばよいことになっています(29条1項(b))。

なお、対応外国出願の調査結果を提出する場合には、調査請求は不要であり、この場合には、対応外国出願の調査結果の提出と審査請求を出願日（又は優先日）から 36 か月以内に同時に行います。

なお、「対応外国出願の調査結果」として認められるのは、米国、欧州、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本、及び韓国の特許庁の調査結果です。

(2) 修正実体審査

修正実体審査においては、対応外国出願の最終審査結果又は P C T 国際段階における国際予備報告 (IPRP: International Preliminary Report on Patentability)の提出と、補充審査請求（シンガポール特許庁に対する補充審査の請求）を、出願日（又は優先

日) から 54 か月以内に行う必要があります(29 条 1 項(c)(d))。

補充審査請求では、以下の点のみが審査されます。

- ① 新規事項の追加の有無
- ② 公序良俗違反の有無
- ③ 対応外国出願のクレームとシンガポール出願のクレームの対応
- ④ 医療方法に該当するか否か

なお、「対応外国出願の最終審査結果」として認められるのは、米国、欧州、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本、及び韓国の特許庁の最終審査結果です。

この「最終審査結果」は、特許性に関する肯定的な結果でなければなりません。

4. 実体審査

審査ルートとしては、調査請求と審査請求の時期の違いや、対応外国出願に関して提出する書類の違いにより、複数のルートに分けることができます。ここでは、手続き明確化のため、ルートを4つに細分化して説明します。

(1) 審査ルート1 (通常実体審査 - 調査審査分離請求)

通常実体審査を選択する場合であって、調査請求と審査請求を別のタイミングで行う場合のルートを、審査ルート1として以下説明します。

① 調査請求と審査請求

出願人は、出願日(又は優先日)から13か月以内に、調査請求を行います。

次いで、出願人は、出願日(又は優先日)から36か月以内に、審査請求を行います。

② 審査結果が否定的な場合

a. 見解書(Written Opinion)

審査官は、調査請求を受けて行った先行技術調査の結果に基づいて、特許出願が特許要件を満たしているか否かを審査します。

審査の結果、特許出願が特許要件を満たしていないと判断した場合、審査官は、見解書を発行します。出願人は、見解書の発行日から5か月以内(延長不可)に、補正書や意見書を提出して応答することができます。

b. 拒絶意向通知(Notice of Intention to Refuse the

Application)

出願人の応答によっても特許要件を満たしていないと判断した場合、審査官は、再度の見解書を発行して応答の機会を与えるか、あるいは拒絶意向通知を発行します。

c. レビューの請求(Request for Review)

出願人は、拒絶意向通知の発行日から2か月以内(1か月毎、最大6か月まで延長可)に、レビュー(再審理)の請求をすることができます。この際、補正書や意見書を提出することができます。ただし、補正書は、その時点で未解決な拒絶理由を解消するために有効なものに限られます。

d. 拒絶通知(Notice of Refusal)

レビューの結果、特許出願が特許要件を満たしていない場合、審査官は、拒絶通知を発行します。

この拒絶通知の発行日から2か月後に、出願は最終的に拒絶されることになります。

③ 審査結果が肯定的な場合

a. 肯定的審査報告(Positive Examination Report)

審査の結果、特許出願が特許要件を満たしていると判断した場合、審査官は、肯定的審査報告を発行します。

b. 適格性通知(Notice of Eligibility)

肯定的審査報告を発行した場合には当該発行後に、あるいは見解書に対する応答やレビューの結果により特許出願が特許要件を満たしていると判断した場合、審査官は、適格性通知を発行します(29条 A1 項)。

c. 特許付与申請(Request for Grant)

出願人が、適格性通知の発行日から2か月以内に、特許付与申請を提出すると共に登録料を納付することで、特許が付与されます(30条)。

(2) 審査ルート2(通常実体審査-調査審査同時請求)

通常実体審査を選択する場合であって、調査請求と審査請求を同時に行う場合のルートを、審査ルート2として以下説明します。

① 調査請求と審査請求

出願人は、出願日(又は優先日)から36か月以内に、調査請求及び審査請求を行います。

② 審査結果が否定的な場合又は肯定的な場合

その後の手続きは、上記ルート1と同じです。

(3) 審査ルート3 (通常実体審査 - 調査結果提出)

通常実体審査を選択する場合であって、対応外国出願の調査結果を提出する場合(調査請求は行わない場合)のルートを、審査ルート3として以下説明します。

① 調査結果と審査請求

出願人は、出願日(又は優先日)から36か月以内に、対応外国出願の調査結果を提出すると共に、審査請求を行います。

② 審査結果が否定的な場合又は肯定的な場合

その後の手続きは、上記ルート1と同じです。

(4) 審査ルート4 (修正実体審査)

修正実体審査を選択する場合のルートを、審査ルート4として以下説明します。

① 最終審査結果と補充審査請求

出願人は、出願日(又は優先日)から54か月以内に、対応外国出願の最終審査結果又はPCT国際段階における国際予備報告の提出と、補充審査請求を行う必要があります。

② 審査結果が否定的な場合又は肯定的な場合

その後の手続きは、上記ルート1と同じです。

[審査結果に対する不服申し立て]

1. 高等裁判所への上訴

出願人は、手続的な内容に関しては、拒絶の通知日から14日以内に、実体的な内容に関しては、拒絶の通知日から2週間以内に、高等裁判所へ不服を申し立てることができます。

[備考]

1. 根拠条文等

この情報は、以下の法律に基づいて作成しております。その後の改正にご留意下さい。

改正特許法(2012年7月10日成立)(2014年2月14日施行)

特許規則(2014年3月10日施行)

2. 参考文献等

外国産業財産権制度情報(特許庁)

外国特許制度【アジア編】(斉藤達也編著、発明協会、2009年11月)